利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	八十七億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	六百二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	二百十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	三百四十一億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	二百十六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	七十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	四十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	百十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	八十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	百十五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	百四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十四回）	一・七％	平成五十六年九月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	三十三億円
利付国庫債券（四十年）（第二回）	二・二％	平成六十一年三月二十日	二億円
利付国庫債券（四十年）（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	三十億円

○財務省告示第百七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年四月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百八回、第三百九回、第三百十回、第三百十一回、第三百十三回、第三百十六回、第三百十七回、第三百十九回、第三百二十九回、第三百三十一回、第三百三十二回及び第三百三十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十四回、第六十七回、第七十三回、第七十六回、第八十三回及び第八十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で四千九百九十億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　五千二百六十七億千三百八十万六千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十七年四月二十三日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}-\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{100}$$

（別表のとおり）

十二　利率　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　経過利子の払込み　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十四　利子